

行政文書公開決定通知書

31 市室秘第 47 号
令和元年 8 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関


名古屋市長 河村 たかし



令和元年8月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書 (令和元年 7 月 30 日、名古屋城の件で市長が文化庁を訪問した際のもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和元年 8 月 22 日 午前 午後 時	
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 市長特別秘書 TEL 052-972-3032 〔不在の場合 市長室秘書課 TEL 052-972-3031〕 市長特別秘書より折り返しご連絡させていただきます。 支出命令書 (令和元年 7 月 30 日、名古屋城の件で市長が文化庁を訪問した際のもの) については、市長室秘書課において決定を行います。		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供 覧	市長
	

復命書

令和元年8月5日

名古屋市長 様

市長特別秘書 田中 克和



令和元年7月30日（火）におきまして、文化施策に関する意見交換のため東京都千代田区に出張して参りましたので、その内容について下記の通り報告を致します。

記

1. 行程

令和元年7月30日（火）

名古屋駅（新幹線）⇒東京駅（東京メトロ）⇒霞ヶ関駅（徒歩）⇒

9時30分～10時10分 文化庁

（徒歩）⇒霞ヶ関駅（東京メトロ）⇒東京駅（新幹線）⇒名古屋駅

2. 参加者

文化庁 中岡次長、山下主任調査官、菊池課長補佐

名古屋市 河村市長、奥村主査、田中

観光文化交流局 松雄局長、佐治所長、服部主幹、谷係長

東京事務所 小島所長

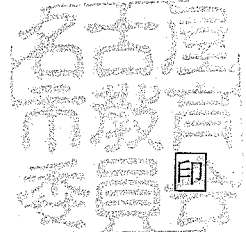
以上

行政文書非公開決定通知書

31教文第118号
令和元年8月20日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

名古屋市教育委員会



令和元年8月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	19/7/30 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書、配付資料
公開しない理由	令和元年7月30日に名古屋城の件で文化庁を訪問した教育委員会生涯学習部文化財保護室主査は、併任である観光文化交流局名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センター主査として旅行命令を受けたため、請求に係る行政文書は教育委員会では作成又は取得していないため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書公開決定等期間延長通知書

31 市室秘第 45 号
令和元年 8 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年 8 月 6 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	請求書記載の「19/7/30 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書」のうち 復命書
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	令和元年 8 月 6 日 から 令和元年 8 月 20 日 まで
延長する期間	令和元年 8 月 21 日 から 令和元年 9 月 19 日 まで
延長の理由	公開請求のあった行政文書は、内容を判断するにあたっては関係所管との調整が必要であるため、公開・非公開の検討に時間を要することから、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053

行政文書非公開決定通知書

31 市室秘第 44 号
令和元年 8 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年8月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	請求書記載の「19/7/30 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書」のうち 支出命令書
公開しない理由	請求に係る行政文書は取得、作成しておらず不存在のため。 ※今回非公開とした『支出命令書』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

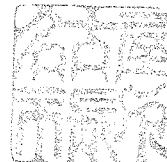
行政文書非公開決定通知書

31 観名保第 106 号
令和元年 8 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年8月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・支出命令書 (午前出張分) ・支出命令書 (午後出張分) ・復命書 (午後出張分)
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。 ※今回非公開とした『支出命令書 (午前出張分)』、『支出命令書 (午後出張分)』及び『復命書 (午後出張分)』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書公開決定等期間延長通知書

31 観名保第 102 号
令和元年 8 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年 8 月 6 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none">・19/7/30 名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書・名古屋城総合事務所職員が午後に名古屋城の件で文化庁を訪問した際の配付資料
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	令和元年 8 月 6 日 から 令和元年 8 月 20 日 まで
延長する期間	令和元年 8 月 21 日 から 令和元年 9 月 19 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488